

2020年3月6日

各 位

会社名 株式会社倉元製作所
代表者名 代表取締役社長 鈴木 聡
(コード番号 5216)
問合せ先 取締役経営管理部長 関根 紀幸
電 話 0228 - 32 - 5111

事業再生ADR手続における第3回債権者会議の開催及び
第3回債権者会議の続行期日（続会）の開催予定に関するお知らせ

当社は、2019年12月25日付「事業再生ADR手続の正式申請及び受理に関するお知らせ」に記載のとおり、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）のもとで事業再生に取り組んでおります。当社は、2020年3月2日付「事業再生ADR手続のスケジュール変更及び2019年12月期決算発表の遅延見込みに関するお知らせ」に記載のとおり、当初のスケジュールでは、本日開催の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、すべてのお取引金融機関様の同意による事業再生計画の成立を目指しておりましたが、スポンサー候補とのスポンサー契約の締結に向けた協議と手続に想定よりも時間を要することとなったことを踏まえ、同会議では事業再生計画案の決議は行わず、続行期日（続会）を指定する決議を行う予定となりました。

そして、当社は、本日、事業再生ADR手続の対象債権者となるすべてのお取引金融機関様の出席のもと、第3回債権者会議を開催し、これまでの経過報告を行うとともに、第3回債権者会議の続行期日（続会）を2020年3月30日に開催することをお取引金融機関の皆様にご承認いただきました。なお、この続行期日指定の決議は、事業再生ADR手続の第1回債権者会議においてすべてのお取引金融機関様にご同意をいただいた一時停止の期間を同期日まで延長することの同意の決議を含むものです。

当社は、引き続き事業再生ADR手続の中で、公正中立な立場から事業再生実務家協会より指導・助言をいただき、事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）の続会において、すべてのお取引金融機関様の同意による事業再生計画の成立を目指してまいります。

事業再生ADR手続に関する今後のスケジュールは、以下のとおり予定しております。ただし、手続の進捗状況等により、変更される可能性があります。

| | |
|------------|-----------------------------|
| 2020年3月30日 | 第3回債権者会議の続会 (事業再生計画案の決議) |
|------------|-----------------------------|

以 上